

平成20年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企業振興・立地推進本部

H20.10.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	企業振興・立地 推進本部	企業振興・立地 推進本部	H20.10.20	長崎県東京産業支援 センター空調機部品 交換(修繕)	4,848,786	大阪府大阪市北区大淀中5- 12-39 ヤンマーエネルギーシステム 株式会社 代表取締役社長 玉田 稔	修繕対象の空調機は、1993年製と古い機種のため、メーカーによる部品保守期間を経過している部品が多く、代理店等では交換部品の調達が困難であり、当該空調機に関する専門的なノウハウも不足しており、十分な整備ができない。そのため、専門知識・技術を有し、交換部品の調達が可能である、当該空調機の製造メーカーであるヤンマーエネルギーシステム株式会社と1者随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
2								
3								
4								
5								

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円